

社会連携講座制度設計のポイント

社会連携講座設置のねらい

外部資金による教育研究を目的とした講座の設置手段として、企業等に対し寄付講座以外の選択肢を提示することができる。

講座設置のポイント

【教育研究活動】

- ①社会連携講座においては、本学の教育研究の自主性を確保するために、その配慮を資金提供企業に明確に要請する(第3条第1項第3号)
- ②資金提供企業所属※の研究者は教員として採用しないことを明確に示す(規則第9条第2項)
※独立行政法人所属の場合を除く。
- ③社会連携講座教員は、当該講座の目的を達成するための研究を企業の意図に縛られることなく自由な発想で行うことができることを要項に明確に示す(規則第10条第2項)

【知的財産の取扱い】

- ④寄付講座と違い、共同研究の一環として設置するため、企業に対価性が生じる。発生した知的財産は、東大のポリシーに基づき、発明者主義に則って帰属先が決定する(設置契約書第15条)

【設置手続き】

- ⑤社会連携講座においては、雇用される教員の人件費が確保されていないと当該教員が研究に専念できないので、共同研究契約書締結の前に「社会連携講座等申込書」及び「社会連携講座等設置契約書」により資金提供企業から社会連携講座等教員の人件費を担保するとともに、教員採用に関する条項を含めた講座設置条件について明文化する(規則第5条及び第7条)

【講座運営経費】

- ⑥研究のための直接経費や人件費だけでなく講座運営や教育にかかる経費も計上できるよう明記する(規則第12条)
- ⑦通常の共同研究契約とは別枠の研究支援経費を設定(30%) (規則第12条第3項)